

土浦市監査委員告示第18号

令和4年10月3日に提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）
第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第5項の規定
に基づき監査を行ったので、同項の規定によりその結果を別添のとおり公表
する。

令和4年11月25日

土浦市監査委員 藤 田 雪 絵
土浦市監査委員 内 田 卓 男



1

住民監査請求監査結果

第1 住民監査請求の内容

1 請求人

住所 土浦市（省略）

氏名 （省略）

2 措置請求書の提出

令和4年10月3日に請求人から地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく土浦市職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）が提出され、同日これを収受した。

3 本件請求の要旨

請求人から提出された措置請求書による請求（以下「本件請求」という。）の要旨は、次のとおりであると理解した。なお、後述の補正の結果を踏まえ、記載する。

(1) 本件請求の対象 土浦市長及び市民生活部市民活動課長佐野善則

(2) 対象の会計行為

令和3年度に土浦市地区長連合会補助金交付要項（以下「本件要項」という。）に基づき、土浦市地区長連合会（以下「地区長連合会」という。）に交付した補助金（以下「本件補助金」という。）について、市長が令和4年3月31日に補助金額確定通知書をもって補助金額を0円と確定し、同日概算払いした補助金の全額1,418,000円の返還を受けていること。

(3) 対象行為の不当性

地区長連合会が令和3年度の補助事業に係る実績が皆無であるとして、執行額が0円との実績報告書を提出したことについて、市長は補助金額を0円と確定し、概算払いした補助金の返還を受けているが、補助事業の成果が皆無であった地区長連合会には補助事業を廃止した場合の措置として土浦市補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）第11条第3項の規定されている補助金の交付決定の取消しを行うべきであり、補助金の交付決定

を取り消したときは、交付規則第13条の規定により概算払いした補助金の返還及び加算金の納付を求めるべきであるのにそれを行っていない。

(4) 発生した損害の内容

本件補助金については、概算払いで補助金が既に交付されており、補助金の交付決定が取り消されるべきものであるため、加算金の納付の対象となるべきものであり、加算金121,239円が市の損害に当たる。

(5) 措置請求内容

地区長連合会に市長が行った補助金額確定の処置が不当であり、交付規則第11条及び第12条の規定に基づき補助金の交付決定の取消しを行い、交付規則第17条の規定に基づき地区長連合会に加算金121,239円の納付を命ずるよう求める。

4 事実を証する書面（事実証明書）

措置請求書に添付された事実証明書は、次のとおりである。（いずれも写しである。）

- (1) 資料1 土浦市地区長連合会補助金実績報告書（抜粋）
- (2) 資料2 土浦市地区長連合会補助金交付決定通知書

5 本件請求の要旨の通知

法第242条第3項の規定により令和4年10月5日付けで本件請求の要旨を市議会及び市長に通知した。

第2 要件審査

請求人は、前述のとおり令和3年度に本件要項に基づき、地区長連合会に交付した本件補助金について、市長が令和4年3月31日に補助金額確定通知書をもって補助金額を0円と確定し、同日概算払いした補助金の全額1,418,000円の返還を受けているが、補助事業の成果が皆無であった地区長連合会には交付規則第11条第3項に規定されている補助金の交付決定の取消しを行うべきであり、交付規則第13条の規定により概算払いした補助金の返還に加え、加算金の納付を求めるべきであるのに市長が加算金の納付を求めていることに対する監査委員の判断を求めており、加算金の請求を怠る事実を対象行為とする住民監査請求であると捉えた。

第3 本件請求の受理

本件請求は、法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を満たしていることから、令和4年10月5日に本件請求を正式に受理することを決定し、同日付けで請求人にその旨を通知した。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を付与するため、令和4年10月5日付けで請求人にその旨を通知した。

請求人から陳述を希望する旨の回答があったことから、令和4年10月18日にその機会を設けた。

(1) 措置請求書の補正の申出及び陳述口述原稿の提出

請求人から令和4年10月14日付けで陳述口述原稿（添付書類1件を含む。）の提出があった。

(2) 陳述の要旨

請求人が陳述した内容は、おおむね次のとおりである。

ア 土浦市長は、令和4年3月31日地区長連合会に対し、補助金額確定通知書をもって補助金確定額0円を通知し、同日交付済み補助金の全額1,418,000円の返還を受けているが、補助金額確定の処置が本市の例規等に照らして不当であるので、補助金等の交付の決定の取消しの処置を行うとともに、加算金121,239円の納付を地区長連合会に命ずるよう求める。

イ 地区長連合会補助事業は、地区長連合会を構成する11個のブロックがそれぞれ計画・実行するが、令和3年度は全てのブロックが事業を実行せずに、実績なしとして報告を地区長連合会長に上げ、それら報告は最初の報告は2月28日に始まり、最後の報告は3月30日付であり、これらの結果を纏めて、令和3年度は、全てのブロック会で補助事業実績なしとして令和4年3月31日付で、執行額を0円とする補助金実績報告を提出している。

ウ この報告を受けた土浦市長は31日に補助金確定額を0円とする補助金交付決定通知書を連合会に通知し、地区長連合会は交付済みの補助金の全額1,418,000円を同日、返還している。

エ 交付規則第12条に補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、補助事業等の成果を記載した実績報告書に市長が別に定める書類を添えて、市長に提出しなければなら

ないと規定されているが、本件補助事業は、完了したという案件は全く無く、本件実績報告書は、補助事業の完了についての実績報告書には当たらないことになり、同条第2項を見ると前項の規定は、市の会計年度内に補助事業等が完了しない場合及び補助事業等の廃止につき市長の承認を受けた場合について準用するとあり、本件実績報告書は、補助事業等が完了しない場合又は補助事業の廃止につき市長の承認を受けた場合か、いずれかの報告書となるが、本件補助事業は、未着手であった訳だから、「補助事業が完了しない場合」には該当せず、本件実績報告書は「補助事業等の廃止につき市長の承認を受けた場合」の報告書となり、令和3年度の連合会実績報告書は、全補助事業を廃止したとする報告書にほかならず、本件要項では、「中止」という言葉も使われているが、国交省ガイドによれば、中止とは一時的に補助事業を中断すること、廃止とは補助事業自体を取り止めることと規定があり、本案件が「廃止」に該当するとすることにして齟齬はない。

オ 交付規則第11条の計画変更等の承認を受けているかについては、情報公開請求で一切の記録は不存在であり、監査対象機関は変更や承認に関する手続きを行っていないが、慣行として濫用的に多用する「口頭による」申請と承認があったと解釈する。

カ 廃止の報告を受けた場合の措置として、第11条第3項に市長は、第1項の申請があった場合又は前項の報告があった場合は、補助金等の交付の決定を取消し、又は変更することができることとあり、前項の補助事業等の廃止に関する報告に当たるため、補助金等の交付の決定の取消し又は変更ができることになるが、報告があったのが年度末の3月31日で地区長連合会には、補助金等の交付の決定の変更に関連して承認を得ようという意図は全く無く、市長が処置すべきは、「補助金等の交付の決定の取消し」ということになるが、市長は、その補助金の交付の決定の取消しをせず、補助金額の確定を行い、確定額0円として地区長連合会に通知した。

キ 補助金額の確定について、交付規則第13条第1項に市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとなっており、交付すべき補助金等の額を確定するとは、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容等に適合すると認める場合の処置で、本件補助事業の場合、成果が0のまま廃止となり、廃止に至った経緯や理由が報告書に一切記載がないため、当初の補助金等の交付の決定の内容に適合しないことは、審査や調査を俟つまでもなく明らかである。

ク 監査対象機関が恰も適合する成果が得られているかのように交付すべき補助金等の額を確定する手続きを行ったのは規則に即しておらず、不当であり、補助金確定額を0円と記載した補助金額確定通知書には、例規上意義はなく、本件補助事業について、実績

報告書に基づき処置すべきは、交付の決定の取消しであって、交付すべき補助金等の額の確定ではない。

ケ 補助事業を計画通りやったが経費が余った場合は、補助金の額を確定する処置となるが、費用が0円だといっても、計画した補助事業は、自己都合で全て廃止しているというのでは、交付の決定そのものを取消しとするのは一般的に考えても当然である。

コ 補助金の交付の決定を取り消した場合の手続きについて、交付規則第17条には、市長は、補助金等の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されている場合は、期限を定めてその返還を命ずるものとするとき、同条第2項には、補助事業者等は前項の規定により補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額100円につき1日3銭の割合で計算した加算金を市に納付しなければならないとされており、本案件では、既に補助金の概算払で交付済であるから、加算金の納付の対象となり、市に返金があった3月31日を加算金の納付期限として、「口頭に」よってでも納付を求めるべきであり、監査対象機関が加算金の手続きを怠ったのは不当である。

サ 3月31日を返還の期限として加算金額を求めると補助金の額1,418,000円、補助金の受領から返還までの6月18日から翌年3月31日までの日数285日に加算金割合100円につき3銭として計算すると本件加算金額は、121,239円となり、措置の請求として、市長が地区長連合会に対して行った補助金額確定の処置は不当であり、交付規則第11条及び12条に基づいて補助金等の交付の決定の取消しの処置を行うべきであり、補助金等の交付の決定の取消しに伴い、市長は交付規則第17条に基づき連合会に対し、加算金121,239円の納付を命ずるべきである。

シ 一般的な契約で「事業計画を提案して相手方の了承を得たら、次に計画を具体化して実行に移し、約束の期限までに事業を完成させる。」というのは、受託者が実行すべきことで、補助事業者は、「補助事業計画を申請し、計画を具体化して実行し、期限までに所期の成果を挙げて事業を完成し、補助金の交付を受ける。」となるべきで、補助事業とは地区長連合会を受託者とする請負契約である。

ス 受託者は約束した期間内に事業を終え、所期の成果を上げることが求められるのは当然で、特に概算払いという前金付きの契約だから、なおさらなのに、受託者は、事業計画を一切具体化せず、事業に取り掛かかった気配もなく、事業未実施のまま、年度末の3月31日になって交付金を返金したが市の事業発注に係る契約であったなら、前金の返金だけでは済まされず、受託者には、契約違反としてペナルティが課され、損害賠償の支払いも要求され、当分は、市の契約はもちろん、入札への参加も停止となるはずで地区長連合会のやったことは、明らかかつ重大な契約違反に当たり、概算払いで補助金を受けるという特例に浴しながら、肝心の補助事業は手つかず状態というのでは話にならず、このような団体に対しては、当然ペナルティは免れず、一定期間、補助金交付の対象から外すことなども検討されてしかるべきである。

- セ 監査対象機関と地区長連合会の双方とも、補助金事務に対する取り組み姿勢に真剣さも緊張感もまるで欠落しているように思われてならない。
- ソ 補助金に関する住民監査請求で監査委員が繰り返し挙げている意見で不適切な事務処理を行っていた原因として、補助金に関する事務を理解していないことが考えられるため、補助金の交付手続きの基本的な事項を定めている交付規則や個別の補助事業について定めている補助金交付要項を精査し、常に確認しながら事務を進め、誤った前例を踏襲することの無いよう徹底されたいと明確に市長に対して公文書が出ているにもかかわらず、監査対象機関は一体どのように考え、どのように実践しているのか、関係する全ての部門や関係人は、緊張感をもって真摯に補助事業に向き合うべきであり、補助事業の質そして意義を一層高めるよう努力するべきである。
- タ 前回の審議の時に配られた資料に全部で5つの項目が載っているが、実際には市の例規には一切ないことが書かれており、どこにその根拠があるか情報公開請求をし、5つのうち2つが公開されたが、これはとんでもない間違いで、3つについては、根拠はないということであったが、例えば補助事業としながら地区長としての事業が書いてあり、地区長の事業は補助事業ではなく、土浦市長から地区長設置規則をもって市長から直接委譲の指示が出ている地区長の仕事で、これを補助金の範囲として考えるのは根拠がなく、このような誤った前例を踏襲することのないようにということが、いかに守られていないかという証拠である。
- チ この時期はコロナによって大変な時期であり大変な状況であったが、コロナにおける状況についてどのように考えたか監査委員から問われたことについて、コロナの影響によっていろんな事業の進め方が難しいということを経験したことを地区長連合会が市長に伝えるべきであり、市は補助金事業の進捗を監督し、検査しなければならないという責任があり、関係人はコロナ禍をもって進捗はどうだということを確認する手順があったはずであり、実際に令和2年度は、コロナ禍で事業が実施できず、コロナ対策の為に検温器の購入の可否を市に問い、市は検温器の購入を認めたという事実があり、報告書の中に、少なくとも地区長連合会長から十分な事業が出来なく、やむを得ずこうなったといったことは書くべきで、その時期も3月31日ではなく、余裕をもってやるべきであり、令和2年度色々な事業をコロナ禍でもうまくできるように検温器を買い、コロナ禍でも安心して確実にいろんな事業を実施出来るようにとしながら、次の年はその効果が表れておらず、コロナ禍で大変だったことがあったのだろうと推察するが、そのことは手続きとして文書として、全てのことを踏まえた上で手続きをするべきであり、文書化されたものをもとに話をしなければならず、地区長連合会側は文書化するべきであり、文書化されていない部分については、今言ったような判断をせざるを得ない。

2 監査の対象事項

措置請求書の記載内容から監査の対象事項を次のように判断した。

- (1) 本件補助金は、交付規則第11条第3項の規定により補助金の交付決定を取り消すべきものであるか。
- (2) 本件補助金が交付規則第11条第3項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合、地区長連合会が交付規則第17条の規定により加算金を納付する必要があるか。

3 監査対象機関 市民生活部市民活動課

4 関係書類の提出及び関係人の調査

法第199条第8項の規定により監査対象機関に対し関係人の出頭を求め、関係人について調査し、帳簿、書類その他の記録の提出を求め、及び関係人に意見を聴くための調査を実施した。

その際、法第242条第8項の規定に基づき、請求人が立ち会った。

- (1) 調査日時 令和4年10月18日 午前11時30分から
- (2) 関係人 市民生活部市民活動課長、市民協働室長及び係員
- (3) 令和4年10月17日に提出のあった資料
 - 提出資料1 令和3年度土浦市地区長連合会補助金の交付決定について(起案)【市】
 - 提出資料2 令和3年度土浦市地区長連合会補助金の概算払について(起案)【市】
 - 提出資料3 令和3年度土浦市地区長連合会補助金の額の確定について(起案)【市】
 - 提出資料4 令和3年度土浦市地区長連合会補助金交付申請書の提出について(起案)【地区長連合会】
 - 提出資料5 令和3年度土浦市地区長連合会補助金概算払請求書の提出について(起案)【地区長連合会】
 - 提出資料6 令和3年度土浦市地区長連合会ブロック会補助金(調査研修事業)の配分および交付について(起案)【地区長連合会】
 - 提出資料7 令和3年度補助事業実績報告書および補助金概算払精算書の提出について(起案)【地区長連合会】

(5) 聴取内容の要旨

関係人である市職員から聴取した内容は、おおむね次のとおりである。

ア 監査対象機関は、市長が交付規則第17条に基づき、地区長連合会に対し、加算金121,239円の納付を命ずるべきという点について、同規則に基づいて加算金の納付

を命ずることはできない。

- イ 交付規則第17条第2項では補助事業者等が市に加算金を納付する場合は同条第1項に規定する補助金の返還を命ぜられた場合と限定され、同項では補助金の返還を命ずる場合として、市長が補助金等の交付の決定を取り消した場合が前提となっており、補助金等の交付の決定を取り消す場合としては、交付規則第11条第3項及び第16条の規定に基づく取消しが考えられるが、本件では第11条第3項の取消しが争点となっているため、本件において同項の適用の余地がなく、交付規則第11条第3項では市長が補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合が同条第1項の申請があった場合又は第2項の報告があった場合に限定されているが、補助事業者である地区長連合会より第1項の申請も第2項の報告も受けておらず、第3項の市長が補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合に当たらず、補助金等の交付の決定を取り消すことはできず、交付規則第17条第2項に基づき加算金を納付することを命ずることはできない。
- ウ 請求人の令和4年3月31日に地区長連合会が令和3年度の本件補助金の執行額が0円であった旨の実績報告書を提出し、市長が補助金の確定額を0円として地区長連合会に通知をし、更に地区長連合会から補助金の全額である1,418,000円の返還を受けたとの主張は承認する。
- エ 請求人の本件実績報告書は補助事業が完了していないため、交付規則第12条第1項に規定する実績報告書ではないとの主張は承認するが、同条第2項に規定する補助事業が完了しない場合の実績報告書には当たらず、補助事業等の廃止につき市長の承認を受けた場合の実績報告書に当たるとの主張は否認する。
- オ 補助事業等の廃止につき市長の承認を受けた場合というのは、交付規則第11条第1項により補助事業者等が同項第3号に係る申請書を市長に提出し、その承認を受けた場合と考えられるが、本件は、地区長連合会から同号に規定する補助事業の廃止に係る申請書の提出を受けておらず、それに対する市長の承認も行っていないため、当該実績報告書の性質は、補助事業等の廃止につき市長の承認を受けた場合には当たらず、もう一方の補助事業が完了しない場合に当たる。
- カ 加算金の納付を命ずることができる前提となる補助金の交付の決定を取り消すために適用される交付規則第11条第3項では、同条第1項の申請又は第2項の報告があった場合に限定され、事実として、地区長連合会よりこのような申請又は報告を受けておらず、交付規則第12条第1項に規定する補助事業者等の成果を記載した実績報告書は、交付規則第11条第1項の申請又は第2項の報告には当たらず、同条第3項による取消しができる場合には当たらない。
- キ 交付規則第11条第3項は、取消しについて市長の裁量によりこれを行うことができる規定となっており、例え同条第1項の申請又は第2項の報告があっても、必ずしも補助金の交付の決定を取り消さなければならないものではない。
- ク 請求人の廃止の報告を受けた場合、交付規則第11条第3項の規定により、補助金等

の交付の決定を取り消すべきであるとの主張は否認する。

ケ 請求人は、「既に廃止として取り止めた本件補助事業についての報告」を令和4年3月31日に行っていると主張するが、同日に行っている報告は、交付規則第12条第2項の規定による「補助事業が完了しない場合の実績報告」である。

コ 請求人は、交付規則第13条の規定により「補助金等の額を確定することは、あくまでも補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容等に適合すると認められるときの措置」であって、本件補助事業においては、「成果が皆無のまま廃止」となったため、「補助金等の交付の決定の内容に適合しないことは明らか」であり、「補助金確定額0円と記載した補助金額確定通知書に例規上、意義は無い」と主張しているが、これを否認する。

サ 全ての補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容等に100パーセント適合するとは限らず、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容等に50パーセント適合するときは、当初の決定金額の50パーセントの金額を確定し、同様に補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容等に0パーセント適合するときは、当初の決定金額の0パーセントの金額を確定するものであり、補助金の確定額が0円である旨の確定通知書があったとしても不合理ではなく、0円という補助金額の確定により、概算払いした1,418,000円を精算することができるため、必要な処置である。

シ 請求人の本件補助事業について、実績報告書に基づく処置とは、交付の決定の取消しであって、交付すべき補助金等の額の確定ではないとの主張は否認する。

ス 実績報告書に基づいて行われるべき処置は、補助金の額0円の確定であり、その後に概算払いした補助金額を精算することである。

セ 請求人の交付規則第17条の規定により、補助金を取り消した場合で、既に補助金が交付されている場合は、その返還を命じ、その返還が命じられた場合は、同条第2項の規定により、加算金を市に納付しなければならないとの主張は、否認する。

ソ 請求人の補助金等の交付の決定の取消しの処置を改めて行うべきであるとの主張は、交付規則に基づき取消しの手続を行うことはできないと判断するため否認する。

タ 請求人の取消しに伴い加算金の納付を命ずるべきとの主張は、加算金が発生する前提となる取消し自体が存在していないため、否認する。

第6 監査によって確認した事実

監査の結果、確認した事実は、以下のとおりである。

1 土浦市の補助金等の交付の原則

土浦市では、補助金等に係る予算執行の適正化を図ることを目的として交付規則を制定し、補助金等の交付の申請、決定その他の手続等に関する基本的事項を定め、市長の責務として、交付規則第3条第1項では「補助金等が法令等及び予算の定めるところに従って、公正かつ

効率的に使用されるように努めなければならない。」とされ、同条第2項では「補助事業等の効果及び公益上の必要性を検討し、真に必要なものについてのみ予算に計上する」とされている。

また、補助金の交付に当たっては、本件要項で、補助の目的、補助対象者、補助事業、補助率等を具体的に定め、公益上の必要性の判断基準を明らかにしている。

2 地区長連合会について

地区長は、市と住民との行政連絡を緊密にし、住民福祉の増進と市政の円滑な運営に資するため、土浦市地区長設置規則により設置され、職務として、市との連絡調整、市民の要望事項の取りまとめ等を行うこととされている。

市内全地区の地区長で構成されるのが地区長連合会であり、地区長連合会に各ブロック会が置かれている。

3 本件補助金の交付決定を取り消すことができるかについて

本件請求について、監査対象機関は、交付規則第17条第2項では補助事業者等が市に加算金を納付する場合は同条第1項に規定する補助金の返還を命ぜられた場合と限定され、同項では補助金の返還を命ずる場合として、市長が補助金等の交付の決定を取り消した場合が前提となっており、補助金等の交付の決定を取り消す場合としては、交付規則第11条第3項及び第16条の規定に基づく取消しが考えられるが、本件では第11条第3項の取消しが争点となっているため、本件において同項の適用の余地がなく、交付規則第11条第3項では市長が補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は同条第1項の申請があった場合又は第2項の報告があった場合に限定されているが、補助事業者である地区長連合会より第1項の申請も第2項の報告も受けておらず、第3項の市長が補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合に当たらず、補助金等の交付の決定を取り消すことはできず、交付規則第17条第2項に基づき加算金を納付することを命ずることはできないと主張している。

4 本件実績報告書が補助事業等の廃止につき市長の承認を受けた場合の実績報告書に当たるかについて

監査対象機関は、請求人の本件実績報告書は補助事業が完了していないため、交付規則第12条第1項に規定する実績報告書ではないとの主張は承認するとした上で、同条第2項に規定する補助事業が完了しない場合の実績報告書には当たらず、補助事業等の廃止につき市長の承認を受けた場合の実績報告書に当たるとの主張に対して、次のように主張している。

- (1) 補助事業等の廃止につき市長の承認を受けた場合というのは、交付規則第11条第1項により補助事業者等が同項第3号に係る申請書を市長に提出し、その承認を受けた場合と考えられるが、本件は、地区長連合会から同号に規定する補助事業の廃止に係る申請書の提出を受けておらず、それに対する市長の承認も行っていないため、当該実績報告書の性

質は、補助事業等の廃止につき市長の承認を受けた場合には当たらず、もう一方の補助事業が完了しない場合に当たる。

- (2) 加算金の納付を命ずることができる前提となる補助金の交付の決定を取り消すために適用される交付規則第11条第3項では、同条第1項の申請又は第2項の報告があった場合に限定され、事実として、地区長連合会よりこのような申請又は報告を受けておらず、交付規則第12条第1項に規定する補助事業者等の成果を記載した実績報告書は、交付規則第11条第1項の申請又は第2項の報告には当たらず、同条第3項による取消しができる場合には当たらない。
- (3) 交付規則第11条第3項は、取消しについて市長の裁量によりこれを行うことができる規定となっており、例え同条第1項の申請又は第2項の報告があっても、必ずしも補助金の交付の決定を取り消さなければならないものではない。

5 実績報告書の取扱いについて

監査対象機関は、請求人は、「既に廃止として取り止めた本件補助事業についての報告」を令和4年3月31日に行っていると主張するが、同日に行っている報告は、交付規則第12条第2項の規定による「補助事業が完了しない場合の実績報告」であると主張している。

6 補助金を0円で確定することができるかについて

請求人が交付規則第13条の規定により「補助金等の額を確定することは、あくまでも補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容等に適合すると認められるときの措置」であって、本件補助事業においては、「成果が皆無のまま廃止」となったため、「補助金等の交付の決定の内容に適合しないことは明らか」であり、「補助金確定額0円と記載した補助金額確定通知書に例規上、意義は無い」と主張していることに対し、監査対象機関は、全ての補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容等に100パーセント適合するとは限らず、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容等に50パーセント適合するときは、当初の決定金額の50パーセントの金額を確定し、同様に補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容等に0パーセント適合するときは、当初の決定金額の0パーセントの金額を確定するものであり、補助金の確定額が0円である旨の確定通知書があったとしても不合理ではなく、0円という補助金額の確定により、概算払いした1,418,000円を精算することができるため、必要な処置であると主張している。

7 実績報告書に基づいて行われるべき処置について

請求人が本件補助事業について、実績報告書に基づく処置とは、交付の決定の取消しであって、交付すべき補助金等の額の確定ではないと主張していることに対し、監査対象機関は、実績報告書に基づいて行われるべき処置は、補助金の額0円の確定であり、その後に概算払いした補助金額を精算すると主張している。

8 加算金の納付を命ずることができるかについて

請求人が交付規則第17条の規定により、補助金を取り消した場合で、既に補助金が交付されている場合は、その返還を命じ、その返還が命じられた場合は、同条第2項の規定により、加算金を市に納付しなければならないとの主張に対し、監査対象機関は、交付規則第11条第3項では市長が補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合が同条第1項の申請があった場合又は第2項の報告があった場合に限定されているが、補助事業者である地区長連合会より第1項の申請も第2項の報告も受けておらず、第3項の市長が補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合に当たらず、補助金等の交付の決定を取り消すことはできず、交付規則第17条第2項に基づき加算金を納付することを命ずることはできないと主張している。

9 補助金の交付決定を取り消すべきかについて

請求人の補助金等の交付の決定の取消しの処置を改めて行うべきであるとの主張に対し、監査対象機関は、交付規則に基づき取消しの手続を行うことはできないと判断すると主張している。

10 加算金を納付すべきかについて

請求人の取消しに伴い加算金の納付を命ずるべきとの主張に対し、監査対象機関は、加算金が発生する前提となる取消自体が存在していないと主張している。

第7 判断

措置請求書、請求人の陳述、監査対象機関への説明聴取及び関係書類等の調査により確認した事実に基づき、次のとおり判断する。

1 監査の対象事項の(1)についての判断

監査対象事項の(1)本件補助金は、交付規則第11条第3項の規定により補助金の交付決定を取り消すべきものであるかについて、両者の主張を確認しながら検証する。

監査対象機関は、市長が交付規則第17条に基づき、地区長連合会に対し、加算金121,239円の納付を命ずるべきという点について、同規則に基づいて加算金の納付を命ずることはできないと主張して次の理由を述べているため、交付規則の内容を確認する。

(理由)

交付規則第17条第2項では補助事業者等が市に加算金を納付する場合が同条第1項に規定する補助金の返還を命ぜられた場合と限定され、同項では補助金の返還を命ずる場合とし

て、市長が補助金等の交付の決定を取り消した場合が前提となっており、補助金等の交付の決定を取り消す場合としては、交付規則第11条第3項及び第16条の規定に基づく取消しが考えられるが、本件では第11条第3項の取消しが争点となっているため、本件において同項の適用の余地がなく、交付規則第11条第3項では市長が補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合が同条第1項の申請があった場合又は第2項の報告があった場合に限定されているが、補助事業者である地区長連合会より第1項の申請も第2項の報告も受けておらず、第3項の市長が補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合に当たらず、補助金等の交付の決定を取り消すことはできず、交付規則第17条第2項に基づき加算金を納付することを命ずることはできない。

交付規則の関係する条項は次のとおりである。

(計画変更等の承認等)

第11条 補助事業者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、事業計画の変更に係る事項を記載した申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業等の内容の変更（別に定める軽微な変更を除く。）をしようとするとき。
- (2) 補助事業等に要する経費の配分等の変更（別に定める軽微な変更を除く。）をしようとするとき。
- (3) 補助事業等の中止又は廃止をしようとするとき。

2 補助事業者等は、補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、遅滞なく、その原因及びこれに対する措置を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

3 市長は、第1項の申請があった場合又は前項の報告があった場合は、補助金等の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

4 市長は、前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消し、又は変更したときは、その内容を補助事業者等に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、補助事業等について次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第10条第3項又は第14条第1項の規定による命令に従わなかったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (3) 補助金等を他の用途に使用したとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額が確定した後においても適用があるものとする。

(補助金等の返還)

第17条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 補助事業者等は、前項の規定により補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額100円につき1日3銭の割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

3 補助事業者等は、第1項の規定により補助金等の返還を命ぜられ、期限までに納付しなかった場合は、期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金等の額100円につき1日3銭の割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

交付規則の規定を確認してみると、交付規則第17条第1項の規定により返還を命じられた場合は、同条第2項に規定により、加算金を加え、返還金を納付させることになっているが、その前提となるのは、補助金等の交付決定の取消しであり、その取消しは、交付規則第11条第3項及び第16条第1項の規定によるものが想定されている。

本件請求については、交付規則第16条第1項各号に掲げる事由に該当することによって取り消すべきとの主張はされていないことから、交付規則第11条第3項の規定による取消しができるかについて検証する。

交付規則第11条第3項は、同条第1項の申請があった場合又は前項の報告があった場合は、補助金等の交付の決定の取消しをすることができることとされ、同条第1項は、補助事業の内容の変更、補助事業等に要する経費等の変更又は補助事業等の中止若しくは廃止をするときのいずれかに該当する場合は、市長にそれらを内容とする申請を行い、承認を受けなければならないこととされ、実際にその申請を地区長連合会が行っていないことについては、争いがないものの、「補助事業に係る実績が皆無であるとして、執行額を0円とする補助金実績報告を提出している。」と請求人が主張しているように、事業を実施できなかったとすれば、何らかの申請が必要であったと推察される。

また、交付規則第11条第2項については、補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、遅滞なく、その原因及びこれに対する措置を市長に報告し、その指示を受けなければならないとされていることから、同項の報告をする必要があったと認められるものの、監査対象機関から提出された資料には、その報告に係るものはなく、同項の報告は無かったようであるが、これについても、地区長連合会は何らかの報告を行い、市長の指示を受ける必要があったと推察する。

しかしながら、交付規則第11条第3項の規定は、同条第1項の申請又は第2項の報告を受けた場合に補助金等の交付決定の取消し又は変更ができるというものであるから、これらが無かったことを理由に同条第3項の規定による取消しができないとの監査対象機関の主張は首肯し得るものである。

監査対象機関が主張するように交付規則第11条第3項の規定により補助金等の交付決定を取り消すことはできないにしても、手続上の不備が認められることからその扱いをどうすべきか確認する必要がある、また請求人が「補助事業とは地区長連合会を受託者とする請負契約である。」と主張していたことから、補助金等の支給に係る市と地区長連合会との関係について検証してみることにする。

補助金の支給については、平成18年11月8日の大阪高等裁判所の判決で「地方公共団体のする補助金の支給（地方自治法232条の2）は、本来私法上の贈与の性質を有するものというべきであり、そもそも公権力の行使という性格は希薄である。」及び「神戸市補助金交付要綱は条例や命令ではなく、神戸市長が被控訴人の内部規則として制定したものであって、法令としての拘束力があるとはいえない。立法者が条例等の法令の形式を選択せず、あえて要綱という方式を選択している以上、これを法令と同視するような解釈は取りえないと

いべきである。」とされており、地方公共団体が支給する補助金は、私法上の贈与いわゆる贈与契約で、そのルールを定めたものが交付規則や本件要項であり、その性格は、市内部を規律するものであるため、相手方である地区長連合会に交付規則第11条第1項の申請又は第2項の報告を行うよう促すことはできたとしても、条例等の法令のように相手方にそれを強制できるものではなく、地区長連合会が交付規則第11条第1項の申請又は第2項の報告を出さなければ、それを無理やり出させて同条第3項の規定による取消しをすることはできない。

しかし、地区長連合会にも不備があることは、事実であり、その事実をもって本件補助金の交付決定を取り消すことができるとすれば、交付規則第16条の規定によることが考えられることから、両者から同条に該当する旨の主張はないものの、これについても検証することとする。

交付規則第16条第1項は、同項各号に該当する場合は、補助金等の交付決定を取り消すことができるとされ、同項で引用されている交付規則第10条及び第14条は、次のとおりである。

(補助事業等の遂行等の命令)

第10条 市長は、前条の報告等により補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者等に対し、これに従って補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

2 市長は、補助事業者等が前項の命令に従わないときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

3 市長は、前項の規定により補助事業等の遂行の一時停止を命じたときは、当該補助事業者等に対し、期間を定めて是正の措置を執るべきことを命ずることができる。

(是正のための措置等)

第14条 市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者等に対して当該補助事業等につき、期間を定めて、これらに適合させるための措置を執るべきことを命ずることができる。

2 第12条第1項の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

交付規則第16条第1項第1号は、第10条第3項又は第14条第1項の規定による命令に従わなかった場合とされているが、第10条第3項は、補助事業等の遂行の一時停止を命じ、条件に従って遂行されていない事業の是正の命令を、第14条第1項は補助事業等の成果の報告を受けた後、その成果が補助金等の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しない場合のこれらに適合させるための措置の命令を想定したものであるが、監査対象機関の提出した資料を見る限り、これらの命令がされた事実がないことから、交付規則第16条第1項第1号には該当しない。

交付規則第16条第1項第2号は、偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けた場合であり、同項第3号は、補助金等を他の用途に使用した場合であるが、本件補助金は、

令和4年3月31日に概算払いした全額1,418,000円が返還されていることから、交付規則第16条第1項第2号及び第3号には該当しない。

以上のことから、交付規則第16条第1項各号のいずれにも該当しないため、同項の規定による取消しを行う余地はなく、交付規則及び交付要項には、それ以外に補助金等を取り消す場合の手続きがないことから、本件補助金は、交付規則第11条第1項の申請又は第2項の報告がなかった不備があったとしても、それを理由に補助金等の交付決定を取り消すことはできない。

2 監査の対象事項の（2）についての判断

監査対象事項（1）についての判断のとおり、本件補助金を交付規則第11条第3項の規定により取り消す必要がないため、監査の対象事項の（2）本件補助金が交付規則第11条第3項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合に該当しないことから、加算金を納付する余地がないということになる。

3 結論

以上のことから、請求人の主張には理由がないことから、本件請求を棄却する。

第8 意見

監査の結果については、以上のとおりであるが、この結果を踏まえ、次のとおり意見を述べることとする。

監査の結果としては、棄却となったものの、交付規則第11条第1項の申請又は第2項の報告は、仮に概算払いした補助金を返還することになるとしても、補助対象となる事業の変更内容、進捗状況等を把握し、当該事業に補助金を充当できるかを判断するために必要な手続きであるため、補助対象者である地区長連合会にきちんとその必要性を説明し、当該申請又は報告を受けるべきものであり、補助金等の交付のルールである交付規則及び本件要項を改めて確認し、適正に事務を進められたい。